

第四章 親権

第一節 総則

第八百十八條 (親権者)

成年に達しない子は、父母の親権に服する。

- 2 子が養子であるときは、養親の親権に服する。
- 3 親権は、父母の婚姻中は、父母が共同して行う。ただし、父母の一方が親権を行うことができないときは、他の一方が行う。

第八百十九條 (離婚又は認知の場合の親権者)

父母が協議上の離婚をするときは、その協議で、その一方を親権者と定めなければならない。

- 2 裁判上の離婚の場合には、裁判所は、父母の一方を親権者と定める。
- 3 子の出生前に父母が離婚した場合には、親権は、母が行う。ただし、子の出生後に、父母の協議で、父を親権者と定めることができる。
- 4 父が認知した子に対する親権は、父母の協議で父を親権者と定めたときに限り、父が行う。
- 5 第一項、第三項又は前項の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所は、父又は母の請求によって、協議に代わる審判をすることができる。
- 6 子の利益のため必要があると認めるときは、家庭裁判所は、子の親族の請求によって、親権者を他の一方に変更することができる。

第二節 親権の効力

第八百二十條 (監護及び教育の権利義務)

親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。

第八百二十一條 (居所の指定)

子は、親権を行う者が指定した場所に、その居所を定めなければならない。

第八百二十二條 (懲戒)

親権を行う者は、第八百二十條 (監護及び教育の権利義務) の規定による監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができる。

第八百二十三條 (職業の許可)

子は、親権を行う者の許可を得なければ、職業を営むことができない。

- 2 親権を行う者は、第六條第二項 (未成年者の営業許可の取消し又は制限) の場合には、前項の許可を取り消し、又はこれを制限することができる。